

法 3 条 3 号イ～ホに関する立法時における議論状況

1 国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会における議論状況

行政機関以外の事業者外部への通報の保護要件については、事業者内部への通報を前置することが原則必要とする意見や、そのような前置ではなく、英国法のように、内部・規制当局・その他外部という順序で要件を厳しくした上で、これらを並列して認めるのが適当であるとする意見等が出された。

これらの意見を踏まえ、報告書¹では、行政機関以外の事業者外部への通報の保護要件に関し、事業者内部への通報の前置を要求することとせず、その具体的内容については英国法を参考にすることが提言された²。

・国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会第 2 回議事録 31 頁

○高濱委員

私は、保護されるためには事業者内部への通報を前置することが、原則として必要ではないか。何でもすぐに外部へ持ち出すことについては、いかななものであろうかというふうに考えております。

・国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会第 2 回議事録 36 頁

○宮本委員

先ほど前置の話が出ましたけれども、私も前置という言葉にこだわりまして、前置と言えば反対です。前置であれば、やはりいろいろ弊害が出てきますけれども、イギリスの 16 頁のように、内部、それから規制当局、それから外部というふうな段階で、要件を厳しくしていけば、それはいいのではないかと。どれにするかは、公益通報者本人が選ぶ、この要件に合うから直外部にするということは、自分の責任においてその要件を満たしていると信じてやるわけですから、このいわゆる 3 つの並列において要件さえ厳しく段々になって、しかし前置ではなくて並列であるというような形での法制化というのはできないものかなと思っています。

¹ 「公益通報者保護制度の具体的内容について」（平成 15 年 5 月 19 日 国民生活審議会消費者政策部会 公益通報者保護制度検討委員会）

² 同報告書においては、保護要件に該当しない通報であっても、一般法理に基づく保護が図られるべきであることも合わせて提言されている。

・国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会報告書「公益通報者保護制度の具体的内容について」 6頁

(2) 事業者外部への通報

① 事業者内部に通報すれば不利益な取扱いを受けるおそれがある場合等一定の要件の下においては、消費者利益の擁護等を図る観点から、事業者外部への通報も保護の対象とする必要がある。

② 通報が保護されるための要件としては、英国公益開示法を参考としつつ、通報先に応じて以下のような保護要件を設けることが考えられる。

ア. 行政機関への通報

次の要件をいずれも満たすこと。

○「誠実性」の要件を満たすこと。

○通報の内容が真実又は真実であると信じるに足る相当の理由があること（真実相当性）。

イ. その他の事業者外部への通報

次の要件をいずれも満たすこと。

○「誠実性」及び「真実相当性」の要件を満たすこと。

○事業者外部への通報が適切であること。具体的には次のような場合が考えられる。

(a) 通報時において、当該労働者が事業者内部又は行政機関に通報すれば事業者から不利益な取扱いを受けると信じるに足る相当の理由がある場合

(b) 当該労働者が事業者内部に通報すれば証拠が隠滅されたり破壊されるおそれがあると信じるに足る相当の理由がある場合

(c) 当該労働者が事業者内部又は行政機関に当該問題を通報した後、相当の期間内に通報の対象となった事業者の行為について適当な措置がなされない場合

(d) 通報の対象となった事業者の行為により、人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合

○通報の対象となった事業者の行為によって発生し、又は発生するおそれのある被害の内容、程度等に応じて、被害の未然防止・拡大防止のために相当な通報先であること。

2 前記1の委員会後から法制定までの議論状況

前記1の検討委員会報告書で提示されたものをもとに、いくつかの点で修正が加えられ、法案が可決成立（修正等の理由については以下の国会答弁参照）。

[衆議院・内閣委員会 15号（平成16年5月19日）]

○山内委員

それから、内部通報を受けて会社側が調査を開始する、そういう通知をするまでの日数が二十日間ということが法案で書いてありますけれども、これは、二十日という根拠をまず示してください。

○永谷政府参考人

他にこういう場合にどれくらいの期間を置いているかというのを類例を調べてみました。そこで二十日というふうに定めている類例があったというのが一つの根拠であります。

（中略）

非常に細かい話をすれば、例えば週末に会社に郵送で届けられたというようなケースにつきましては、土日がつぶれ、それから中での稟議とか決裁とかというような話があるのでありましょうし、そういう意味でいえば、これはもう先生御案内のとおり、当初二週間というふうな案も骨子の段階では考えていたんですけれども、その後のパブリックコメントで、今申し上げましたような、週末で云々かんぬんというような事情を考慮したら二週間では短過ぎるという指摘がございまして、そういうものを総合的に勘案して、二十日間というふうに規定させていただいたということでもあります。

[衆議院・内閣委員会 15号（平成16年5月19日）]

○横路委員（前略）

国民生活審議会の消費者部会の二〇〇三年の五月の報告では、行政機関に通報した後、相当期間内に措置がなされない場合にも外部通報を認めている。認めていたんですね。どうしてこれは認めなくなったんですか。

○永谷政府参考人

国民生活審議会のその報告では、行政機関に通報した後、相当の期間内に通報の対象となった事業者の行為について適当な措置がなされなければならない、そういうような提言が国生審の部会の報告ではなされております。

それに対しまして、いろいろ法案の作業をする過程で、この法律というのは、基本的には事業者とその従業員との間の労使関係、労働契約関係を律するためのルール、民事ルールという位置づけ、そういう性格のものとしてこの制度をつくってございます。したがって

まして、第三者である行政機関が措置を講じたかどうかということその要件にするというのが、どうもそういう基本的な法律のコンセプトからはなじまないんじゃないかというような議論が出てきております。

[衆議院・内閣委員会 14 号（平成 16 年 5 月 14 日）]

○岡崎トミ子君（前略）

一般条項を設けたら本当にいいなというふうな思いがあるんですけども、この一般条項を設ける必要があるとお考えですか。いかがでしょうか。

○政府参考人（永谷安賢君）

今、岡崎先生がおっしゃった一般条項というのは、外部通報についての、外部通報の要件としての一般条項という意味でありますか。——そこは第三条の、第三条の外部通報の要件のところに書いてございますように、イからホまで五つの要件というのが掲げてございます。岡崎先生の今の御趣旨というのは、イからホに加えて、その他外部通報が適当であると認められるような場合に外部通報ができますと、そういうような条項を一つ入れると、そういう趣旨の御質問でありますよね。そういう理解でよろしいですか。

○岡崎トミ子君

はい。

○政府参考人（永谷安賢君）

分かりました。

そこは、その他外部通報が適当と認められる場合という規定をこの条項の中に入れたときにはまた全く同じ問題が起こってきまして、何がその外部通報が適当であるかどうかというのが個人の主観によって判断が食い違ってくる可能性が出てきますよね。そこはやっぱり、その制度の予見可能性というのを高めるということで、ここではイからホに掲げる五つの明確な場合に外部通報ができますという形で要件を定めさせていただいておりまして、むしろ制度の実際上の運用に当たっては、このイからホでほとんどのケースというのは尽くされているんじゃないかなというような気もしておりまして、あえて一般条項を設けてその法律関係を不安定にするよりも、この形の方がいいと私は思っております。

(以 上)